

# 第1回検討会での主な意見と 対応案について

# 第1回検討会での主な意見と対応案について

## 1 社会福祉士の教育カリキュラムにおいて反映

意見	対応案
「社会理論と社会システム」について、教育内容に法学法律システムや経済システムを加えるべきではないか。	想定される教育内容の例に、法と社会システム、経済と社会システムを追加した。
「福祉行財政と福祉計画」の時間数について、60時間は長すぎるため、30時間程度でよいのでは。	シラバスの内容を見直し、それに伴い時間数を60時間から30時間とした。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護や人権を取り上げる科目は必要である。</li> <li>・社会福祉専門職の前提として、障害者理念や要支援者にかかわる理念を教えるために、「サービスと人権擁護」という項目があった方がよい。</li> </ul>	「成年後見制度」のシラバスの内容に、基本的人権の尊重などを教授する法学の基礎的な知識や権利擁護に関する項目を加え、科目名も「権利擁護と成年後見制度」と見直した。

## 2 第3回以降の本検討会において議論

意見	対応案
「相談援助の基盤と専門職」については、社会福祉士と精神保健福祉士で共通する部分と、そうでない部分を2つに分け、共通する部分だけ共通科目とすることはできるか。	国家試験実施上、科目を2つに分けることは困難であるが、社会福祉士の教育内容の見直しの内容や現行の「精神保健福祉援助技術総論」の内容を踏まえて、将来的に「相談援助の基盤と専門職」を共通科目とすることについても第3回以降の本検討会において議論したい。
共通科目と非共通科目の配分を考慮し、共通科目の時間数については、全体の時間数の半分程度とするべきではないか。	第3回以降の本検討会において議論したい。
更生保護制度は必要な知識となっているため、共通科目とするべき。	
現行の養成施設における演習・実習の時間数が短い。また、大学における実習の質を担保するため大学に対してある程度の規制が必要では。	
現行の試験制度が大幅に変わることは、教育の連続性の観点からすると適切ではない。試験問題が制度に関する内容となっているので、基本的な視点やアプローチの仕方などの考え方を試験問題にできるような工夫が必要。	
配置基準等において、精神保健福祉士が明記されずに「等」でまとめられていることがあるが、明記させるべき。	

## 第1回検討会での主な意見と対応案について

### 3 当初の社会福祉士の教育カリキュラムを維持

意見	対応案
科目名から「社会福祉」という言葉が消えているが、専門職の資格として活動するに当たり、アイデンティティは社会福祉にあると考えられることから、社会福祉学はきちんと学ばせるべき。	成年後見や障害者の就労支援など、相談援助活動の領域が拡大してきており、利用者の自立を支援するためには、従来の「社会福祉」の領域に留まらず、国民の福祉に関する政策や理論等について、司法や労働、教育といった領域を含む総合的な視点に立って理解する必要があることから、科目名については、「社会福祉」ではなく「現代社会と福祉」とすることとした。
「地域福祉の理論と方法」の時間数について、60時間は長すぎるため、30時間程度でよいのでは。	社会保障審議会福祉部会の意見において、地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進のための働きかけを行うことが社会福祉士の役割として求められており、本科目の内容を充実させる必要があることから時間数を60時間としている。

## 第1回検討会での意見を踏まえた社会福祉士の教育カリキュラムの主な変更点

### 意見

「社会理論と社会システム」について、教育内容に法学法律システムや経済システムを加えるべきではないか。

### 社会福祉士の教育カリキュラム

想定される教育内容の例に、**法と社会システム**、**経済と社会システム**を追加した。

※ 参考資料2「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」14頁参照

### 1-c 社会理論と社会システム(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会理論による現代社会の捉え方を理解する。</li> <li>生活について理解する。</li> <li>人と社会の関係について理解する。</li> </ul>	① 現代社会の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会システム</li> <li>○ <b>法と社会システム</b></li> <li>○ <b>経済と社会システム</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会システムの概念、文化・規範、社会意識、産業と職業、社会階級と社会階層、社会指標</li> <li>その他</li> <li><b>法と社会規範</b></li> <li><b>法と社会秩序</b></li> <li>その他</li> <li><b>市場の概念</b></li> <li><b>交換の概念</b></li> <li><b>労働の概念</b></li> <li><b>就業形態</b></li> <li>その他</li> </ul>

## 第1回検討会での意見を踏まえた社会福祉士の教育カリキュラムの主な変更点

### 意見

「福祉行財政と福祉計画」の時間数について、60時間は長すぎるため、30時間程度でよいのでは。

### 社会福祉士の教育カリキュラム

シラバスの内容を見直し、それに伴い時間数を60時間から**30時間**とした。

※ 参考資料2「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」30頁参照

### 3-b 福祉行財政と福祉計画(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・福祉の行財政の実施体制(国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。)について理解する。	① 福祉行政の実施体制	○ 国の役割	・法定受託事務と自治事務 ・その他
		○ 都道府県の役割	・福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督 ・その他

# 第1回検討会での意見を踏まえた社会福祉士の教育カリキュラムの主な変更点

## 意見

- ・権利擁護や人権を取り上げる科目は必要である。
- ・社会福祉専門職の前提として、障害者理念や要支援者にかかわる理念を教えるために、「サービスと人権擁護」という項目があった方がよい。

## 社会福祉士の教育カリキュラム

「成年後見制度」のシラバスの内容に、**基本的人権の尊重**などを教授する**法学の基礎的な知識**や**権利擁護に関する項目**を加え、科目名も「**権利擁護と成年後見制度**」と見直した。

※ 参考資料2「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」56、57頁参照

### 4-h 権利擁護と成年後見制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)との関わりについて理解する。</li> <li>・ 相談援助活動において必要となる成年後見制度(後見人等の役割を含む。)について理解する。</li> <li>・ 成年後見制度の実際について理解する。</li> <li>・ 社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。</li> </ul>	① 相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)との関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談援助活動において想定される法律問題</li> <li>○ 日本国憲法の基本原理の理解</li> <li>○ 民法の理解</li> <li>○ 行政法の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービスの利用と契約</li> <li>・ 自己破産</li> <li>・ 行政処分と不服申立</li> <li>・ 基本的人権の尊重</li> <li>・ 契約</li> <li>・ 不法行為</li> <li>・ その他</li> <li>・ 行政行為</li> <li>・ 情報公開</li> </ul>
	⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭裁判所の役割</li> <li>○ 弁護士役割</li> <li>○ 司法書士の役割</li> <li>○ 社会福祉士の活動の実際</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者被害と消費者保護</li> <li>・ 借家保証</li> <li>・ その他</li> <li>・ その他</li> <li>・ 親族</li> <li>・ 相続</li> <li>・ 行政事件手続</li> <li>・ その他</li> </ul>
	⑥ 権利擁護活動の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症を有する者への支援の実際</li> <li>○ 被虐待児・者(高齢者を含む。)への対応の実際</li> <li>○ 非行少年への対応の実際</li> <li>○ 障害児・者への支援の実際</li> <li>○ 消費者被害を受けた者への対応の実際</li> <li>○ アルコール等依存者への対応の実際</li> <li>○ ホームレスへの対応の実際</li> <li>○ 多問題重複ケースへの対応の実際</li> </ul>	

## 第1回検討会での意見を踏まえた社会福祉士の教育カリキュラムの主な変更点

### 意見

「相談援助の基盤と専門職」については、社会福祉士と精神保健福祉士で共通する部分と、そうでない部分を2つに分け、共通する部分だけ共通科目とすることはできるか。

### 社会福祉士の教育カリキュラム

国家試験実施上、科目を2つに分けることは困難であるが、社会福祉士の教育内容の見直しの内容や現行の「精神保健福祉援助技術総論」の内容を踏まえて、将来的に「相談援助の基盤と専門職」を共通科目とすることについても第3回以降の本検討会において議論したい。

※ 参考資料2「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」22頁参照

### 2-a 相談援助の基盤と専門職(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士の役割(総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発含む)と意義について理解する。</li> <li>精神保健福祉士の役割と意義について理解する。</li> </ul>	① 社会福祉士の役割と意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士及び介護福祉士法</li> <li>社会福祉士の専門性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定義、義務</li> <li>法制度成立の背景</li> <li>法制度見直しの背景</li> <li>その他</li> </ul>
	② 精神保健福祉士の役割と意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士法</li> <li>精神保健福祉士の専門性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定義、義務</li> <li>その他</li> </ul>